

市第 3 号議案

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第 44 条第 1 項に規定する重要な財産を定める条例の一部改正について

1 改正内容

「公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第 44 条第 1 項に規定する重要な財産を定める条例」（平成 17 年 2 月 25 日横浜市条例第 5 号。以下「市大の重要財産条例」という。）第 2 条に規定する「公立大学法人横浜市立大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに、市長があらかじめ議会の議決を経た上でする認可を必要とする重要な財産」について、土地に関する面積を、現行の一件 20,000 平方メートル以上から一件 10,000 平方メートル以上に改正します。

2 改正理由

「横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例」（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 4 号）の一部を改正する条例が平成 25 年第 1 回市会定例会において議決され、市会の議決に付すべき財産のうち土地の面積要件が引き下げられましたので、この改正に合わせ、市大の重要財産条例を改正するものです。

3 改正条例の施行期日

公布の日

○ 地方独立行政法人法（抜粋）

（財産の処分等の制限）

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

○ 横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）

新旧対照表

改正前	改正後
<p>（市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</p>	<p>（市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</p>

○ 公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例（抜粋）

新旧対照表

現行	改正案
<p>（重要な財産）</p> <p>第2条 公立大学法人横浜市立大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに、市長があらかじめ議会の議決を経た上でする認可を必要とする重要な財産は、予定価格100,000,000円以上の不動産(土地については、その面積が1件20,000平方メートル以上のものに限る。)又は動産とする。</p>	<p>（重要な財産）</p> <p>第2条 公立大学法人横浜市立大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに、市長があらかじめ議会の議決を経た上でする認可を必要とする重要な財産は、予定価格100,000,000円以上の不動産(土地については、その面積が1件10,000平方メートル以上のものに限る。)又は動産とする。</p>